

こうのとり ~花版~
はな ばん
しょうがっこうこうくねいじょう むけ
小学校高学年以上 向け

こども
みんなか

こうのすし けんりじょうれい
鴻巣市子どもの権利条例



11月20日は「こうのす☆子どもの権利の日」

たび あんしん こうのすし そだ
この度、子どものみなさんが安心して、鴻巣市で育つことができるよう、
けんり まも こうのすし けんりじょうれい
子どもの権利を守るために「鴻巣市子どもの権利条例」をつくりました。

じょうれい けんり まも ひつよう き
この条例は、子どもの権利を守るために必要なことを決めています。
けんり し あわ せいちょう
みんなが子どもの権利についてよく知り、幸せに成長できるようにすることを
めざ
めざしています。

とお けんり まな
このパンフレットを通して、子どもの権利について、学んでみましょう。



じょうれい ざんぶん
条例の全文は
ここからみ
見られます。



【こうのとり ~花版~】とは

やせいふつき てんくう さと しきく はな なまえ おも しおがっこうくねん
コウノトリ野生復帰センター「天空の里」で飼育されているコウノトリのメス「花」の名前にちなんもあり、主に小学校高学年
いじょう む こうのすし けんりじょうれい ないよう わ せつめい
以上の皆さんに向け、鴻巣市子どもの権利条例の内容を分かりやすく説明したものです。

こどもの権利について知ろう！

こどもの権利とは、こどもが自分の意見を言ったり、自由に学び、遊び、成長する権利のことです。その権利は、すべての子どもが生まれたときから持っているもので、大切にされるべきことです。

鴻巣市こどもの権利条例で4つの権利を定めています。

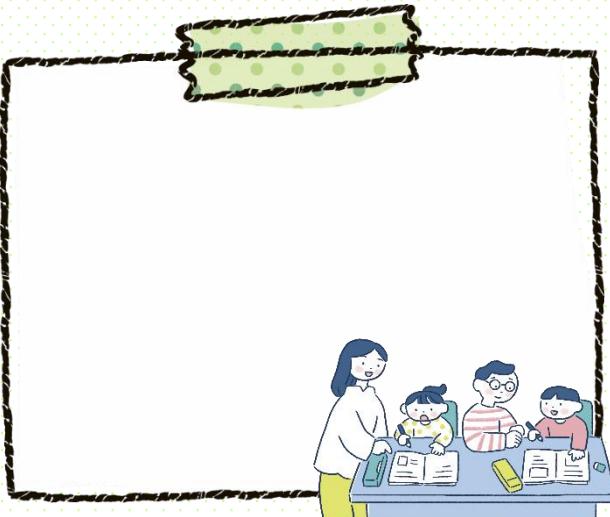
安心して生きる権利

- 命が守られ、安全な場所で大切に育てられること
- 病気やけがをしたら、病院に行けるなど、健康的な生活を送ること
- みんなから愛され、理解をされて育てられること
- どんな理由でも、差別を受けないこと、不当な扱いを受けないこと



考えてみよう

Q. どんなときに、家族や周りの人から大切にされていると感じますか。



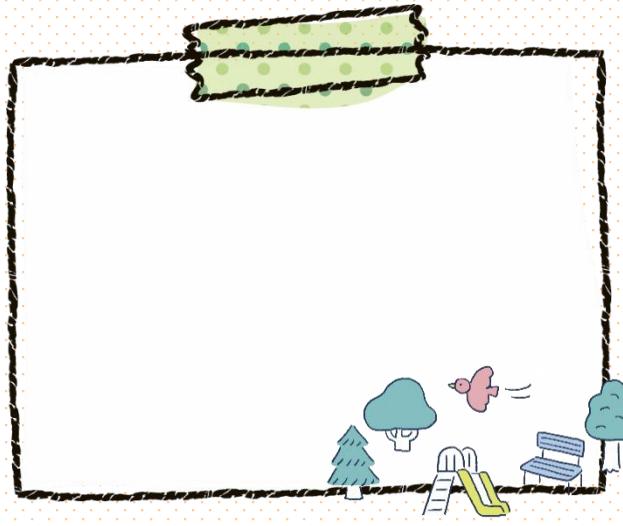
心身ともに豊かに育つ権利

- 自分らしさを認められ、個人として尊重されること
- 安心できる場所で学び、遊び、休んだりできること。適切な助言、支援を受けること
- 芸術、文化やスポーツに親しむこと
- 豊かな自然に親しむこと



考えてみよう

Q. あなたの自分らしさはどんなところですか。あなたの好きなことは何ですか。



じょうれい
この条例における『こども』とは？

う
生まれてからおとなになるまでの
あいだ こころ からだ せいちょう と ちゅう ひと
間で、心と身体が成長途中の人
のことです。

なんさい
何歳まで、とは決められていません。

こども



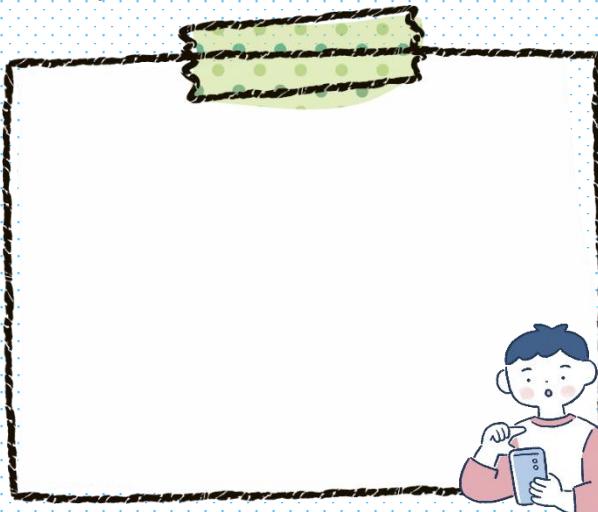
じぶん まも まも けんり 自分を守り、守られる権利

- ◆いじめや、体罰、虐待などを受けないこと
- ◆犯罪や危険、有害な環境から守られること
- ◆自分の考え方が尊重され、不当な扱いを受けないこと
- ◆プライバシーが守られ、名誉や信用が傷つけられないこと
- ◆困ったときに相談でき、適切な支援が受けられること



かんが 考えてみよう

ともだち ます。
Q. 友達が傷ついているのを見かけたとき、あなたはどうしますか。



い けんひょうめいおよ さんか けんり 意見表明及び参加する権利

- ◆自分の意見や思いを自由に出せること
- ◆自分の意見や思いが尊重されること
- ◆意見や思いを出すために必要な情報の提供等の支援を受けられること
- ◆仲間をつくり、仲間を集め、または仲間と活動すること



かんが 考えてみよう

い けん つた こうのすし ほうほう
Q. 意見を伝えたいとき、鴻巣市にはどういう方法がある
か調べてみましょう。

